

令和3年1月13日

各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 武政盛博

米の不適切な取扱いに関する調査結果報告並びに再発防止策等について

このたび、当組合・四万十営農経済センター（四万十町）において発生いたしました「米の不適切な取扱い」に関して、外部識者も含めた調査委員会による調査結果を受け、当組合の再発防止策等を次のとおりとしましたのでご報告いたします。

消費者・取引先・生産者の皆さまに対し、当組合への信頼を損ねることとなりましたこと、役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申しあげます。

今後につきましては、再発防止に努め、組織一丸となって信頼回復に取り組んでいく所存でございます。

記

1. 調査委員会の報告概要

J A 高知県ホームページに掲載

2. 当事案の発生の原因

発生原因に関する全体的な問題点として、調査委員会から①四万十販売課全体におけるコンプライアンス意識の浸透不足、②四万十販売課における内部統制システムの不存在、が挙げられています。そのほか、事案ごとの発生要因も含め、真摯に受け止め再発防止策に徹底して取り組んでいきます。

3. 当件に対する消費者対応

(1) 平成30年産、令和元年産の精米販売に関する不適切な米の取扱いについて（調査報告書事案7）

このたび新たに判明しました平成30年産、令和元年産米の精米販売に関する表示の不適切な取扱いについて、当該商品を購入された消費者（原則としてお買上レシート等のある方のみ）には、全額返金対応をさせていただきます。

消費者からのお問合せについては、令和3年1月14日より同年1月27日までの2週間、土日を除き次の電話にて対応させていただきます。

【消費者お問い合わせ先】0120-668-789

【受付】平日 午前9時から午後5時まで

(2) 寄付について

これまで当組合で公表した事案に関しましては、原則返金対応とさせていただきますでしたが、新事案には追跡が困難な商品があることや当該商品を購入いただいたにも関わらず、月日が経ちレシートを無くされたり、ご記憶が曖昧となるなど、消費者の皆様に対し当組合として十分な対応ができないことが生じております。このため、当事案での取引量や金額を考慮したうえで、寄付をさせていただくこととしています。

4. 再発防止策

当組合では以下のとおり再発防止策を決定しました。速やかに実践に移し、一刻も早い信頼回復に努めてまいります。

(1) 「食品安全推進基本方針」の制定

当組合の食品の品質・表示管理体制やその取組みについて定め、消費者視点に立って食品の品質管理・表示レベルの向上を図ることを目的として「食品安全推進基本方針」を令和2年12月3日に制定しました。

(2) 食品表示関係法令や景品表示法等の順守を指導・管理する専門部署の設置

令和3年1月1日付で、経済事業にかかる食品の品質、表示管理などの法令チェックを行う専門部署を立ち上げ、食品表示法、景品表示法等の遵守による食品表示管理の適正化に取り組みます。

(3) 「食品表示ならびに米トレーサビリティ」研修会の実施等、法令遵守意識の徹底

令和2年12月～現在までに全職員を対象とした見出しの研修会を開催しました。今後も関係する役職員に対して、毎年定期的に行います。また、法令遵守の意識の浸透を図るため、ヘルプライン制度の周知も含めコンプライアンス研修会等の実施も徹底していきます。

(4) 農産物検査の適正な実施に向けた体制の確保

令和3年1月より関係する役職員の研修を実施し、今後は年間計画を定め継続的な研修機会を設けます。また、1月末までに農産物検査業務規程に基づく帳簿・関係書類の内部監査を全地区で実施し、上記(2)記載の専門部署と内部監査部署が連携し、けん制機能を強化することで適正な実施体制を確保していきます。

(5) 四万十営農経済センターの精米業務の廃止および米管理方法の変更

四万十営農経済センターの米の精米場を廃止して、令和2年11月7日より営農販売事業本部農畜産部パールライス課に移管しました。現在は同課の指示のもと同課所管の精米工場で精米・販売を行っています。

また、今後の販売計画・戦略については、本所による年間計画のもと、本所農畜産部と四万十販売課が連携して実施する体制に見直します。

- (6) カントリーエレベーター（以下、CE）における運営管理マニュアルの制定
適正な作業実施の確保と検証を行えるよう、作業工程や作業記録の保存、事故の際の対応などを定めたマニュアルを令和2年12月18日に制定しました。また、混入を防ぐためCEでは四万十町産のみを取り扱い、中土佐町産は集落営農組織へ乾燥・粃摺りを依頼しCEでの受け込みは行わないこととします。
- (7) 搗精所品質管理マニュアルの制定
本所営農販売事業本部農畜産部パールライス課長を品質管理統括責任者、各営農経済センター部長を品質管理責任者に位置付ける「JA高知県搗精所品質管理マニュアル」を令和2年12月15日に制定し、JA高知県の各地区の現場に徹底しています。
- (8) 組織のガバナンスの見直し
将来的な事業本部制を見据え、地区と本所の機能の集約や権限の見直し、地区を跨ぐ人事異動の仕組みを更に進めていくことを検討します。

以上